基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十八日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、平成二十六年四月二日効力発生の決議に関する剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十六年二月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

エムピーディーシー・ガボン株式会社

代表取締役　小柳　健一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月十日

東京都港区六本木六丁目三番一号

株式会社フリークアウト

代表取締役　本田　謙

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月十日

岩手県釜石市甲子町第一〇地割四六一番地一〇

株式会社カネナカ

代表取締役　山崎　巍

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月十日

千葉県野田市清水一〇一四番地

株式会社共楽

代表取締役　太田朋三郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月十日

東京都港区六本木六丁目三番一号

株式会社フリークアウト

代表取締役　本田　謙

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月十日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号

アイエフエス株式会社

代表取締役　原　光

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月十日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番二号

三楽建設株式会社

代表取締役　伊藤　修

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月十日

大阪府貝塚市木積二〇六二番地

ニューレジストン株式会社

代表取締役　山内　憲司

株式分割につき通知公告

当社は、株式二〇七九株を二〇七九〇株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年三月四日です。

平成二十六年二月十日

東京都千代田区紀尾井町三番六号

株式会社プランテックアソシエイツ

代表取締役　大江　匡

合併につき株券等提出公告

当社は、日成株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月十日

北海道浦河郡浦河町東町ちのみ四丁目一八六番地三

株式会社本間燃料店

代表取締役　笹原　賢一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である桝田慎介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月十日

東京都港区東麻布三丁目三番一一号

インペリアルタバコ・インターナショナル・リミテッド

日本における代表者　桝田　慎介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である酒匂保行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月十日

大阪市西区土佐堀一丁目一番二号幸福ビル別館九F

サポートネットワークコーポレーション

日本における代表者　酒匂　保行

限定承認公告

本籍京都府宇治市小倉町南浦一八番地一一九、最後の住所京都府八幡市八幡五反田三〇番地の七

被相続人　亡　塩川　忠雄

右被相続人は平成二十五年六月二日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

京都府宇治市小倉町南浦一五番地の二八

限定承認者　塩川　健次

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市北区有野台六丁目一二番地二、最後の住所兵庫県神戸市中央区割塚通二丁目三番二号

被相続人　亡　西川　忠男

右被相続人は平成二十五年十月十日死亡し、その相続人は平成二十六年一月三十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

兵庫県神戸市灘区八幡町一丁目二―四九

限定承認者　中井　真生

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市堀止西二丁目四番地、最後の住所大阪府堺市北区金岡町八五四番地一七

被相続人　亡　大谷　祐子

右被相続人は平成二十五年八月四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

奈良県香芝市逢坂七丁目一八三番地八号

限定承認者　大場　智子

訂正公告

平成二十六年二月三日（号外第二十一号）掲載の資本金の額の減少公告（枠組）中、「北海道川崎鐵鋼株式会社」とあるは「北海道川崎鐵網株式会社」の誤り及び第三十五期決算公告（枠組）中、「北海道川崎鐵鋼株式会社」とあるは「北海道川崎鐵網株式会社」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十六年二月十日

札幌市白石区平和通二丁目北八番三二号

北海道川崎鐵網株式会社

代表取締役　後藤偉和夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年十二月二十七日（号外第二百八十五号）公布国土交通省令第百三号（船舶区画規程等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
八下	二一～二二		同条同項各号	同項各号
九上		九	規程	規則
平成二十六年一月二十二日法務省告示第二十九号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
三ページ二段終りから八行目から七行目までを削除する。				
平成二十五年十月三十一日（号外第二百三十五号）国土交通省告示第千七十一号（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の一部を改正する件）（原稿誤り）				
五	上	終りから二	及び一般乗用旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十日付第二六号一二八ページ
◉付録　一月官報目録一二ページ

ページ●同日付政府調達第二五号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）